

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ 日本 厚生省・経産省・環境省 化審法施行令改正案の意見募集

2) 内容

- ・ 2021年2月24日、厚生省・経産省・環境省は、化審法施行令の改正案を公表し、意見募集を開始した。
- ・ 今回の施行令改正案では、ストックホルム条約（POPs条約）第9回締約国会議（COP9）において、廃絶対象物質附属書A追加の「2・2・2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノール」および「ペルフルオロオクタン酸（PFOA）又はその塩」を新たに第一種特定化学物質に指定するとともに、PFOA又はその塩が使用されている次の製品を輸入禁止製品に追加する内容。
- ・ 耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙
- ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地
- ・ 洗剤
- ・ 半導体の製造に使用する反射防止剤
- ・ 塗料及びワニス
- ・ はつ水剤及びはつ油剤
- ・ 接着剤及びシーリング用の充填料
- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
- ・ トナー
- ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服
- ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物
- ・ 床用ワックス
- ・ 業務用写真フィルム

なお、PFOA 関連物質については、指定対象範囲について検討が継続しているため、今回の改正内容には含まれていない。

- ・ 期限 2021年3月26日まで

3) SEAJ コメント

- ・ 今回の意見募集は、情報収集を目的とした意見募集です。
- ・ 今回は意見募集の為、正式に公布されましたら再度情報提供させていただきます。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ 化審法施行令改正案の意見募集に関するURL

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121023&Mode=0>

6) その他

- ・ なし